



国選弁護日誌

「初めての刑事弁護」



当会会員

今田 史明 Imada Fumiaki (76期)

1 自己紹介と刑事弁護に取り組むようになったきっかけ

76期の新人で日野市民法律事務所に入所した今田史明と申します。

刑事弁護には、司法試験合格当初はそれほど強い興味関心を持っていたわけではなく、労働分野や教育分野に強い関心を持っていました。

しかし、司法修習における導入修習での村井宏彰教官の講義に感銘を受け、刑事弁護人が被疑者・被告人にとって最後の味方となることを学び、興味関心を持つようになりました。

そして、実務修習で公判での被告人を福祉につないでいく芝崎勇介先生の弁護活動に心を打たれ、貧困の中に生き辛さを抱えながら犯罪に走らざるを得なかった人たちと社会が、どう折り合いを付けるのかを考えなければいけないことを胸に、刑事弁護に取り組むことを決めました。

私が見た公判では、金銭をろくに持たない被告人が数日何も食べられずにいたために、お腹がすいたのでおにぎりを盗んだというものでした。

この被告人を見たときに、現代にも『レ・ミゼラブル』のジャン・バルジャンがパンを盗むような光景があるのかと暗たんたる気持ちになったのです。なぜこのような境遇の人を裁く場において、平気な顔をしていられる人たちがいるのか理解できませんでした。生きるために盗みをしなければならない人がいて、それを罪人だと裁く傲慢さがとても醜く見えました。そうならざるを得ない人たちが間近にいながら、そのような社会を許容して暮らしている自分との葛藤にとても腹が立ちました。

せめてどうにかこういった人たちに寄り添える

弁護人になれないかという思いが湧いたのです。

このような怒りが私が刑事弁護に取り組む原点となり、まだ一年足らずですが刑事弁護に取り組んでいます。

さて、私の初めての刑事弁護は、受任という意味では、所内弁護士との共同事件になり、ほぼ同時期に配点のあった弁護士会の研修配点事件が、単独で処理した初めての事件になります。

2 一つ目の事件（当番からの私選）

(1) 一つ目の事件は、事務所内弁護士の当番弁護事件が私選となったことで私も参加することになったものです。

この事件の被疑事実は、不同意わいせつでした。

まず、初回接見時から連日の接見時に被疑者が非常に憔悴して見えたことから、なんとか身柄を拘置所から出せないかという思いもあり、準抗告というものが意識としてはありました。

もっとも、当番弁護においての準抗告へのスピード感と準抗告が通るかどうかの見通しは、私の中では全くありませんでした。

勾留請求日が土曜日になる見込みでしたが、刑事案件では身柄を取られている以上は、休日でも拘束される被疑者を考えれば弁護士もまた休日だからと動かないわけにもいかないなと考えていました。

準抗告については、身元引受人が確かだったこと、初犯であったことから通る可能性もあるだろうと考えていた反面、罪質が性犯罪であることや余罪がはっきりしない点や被害者との関係で通らないのではとも考えていました。

結果としては、被疑者が仕事を辞め、通勤経路を使用しない旨を約した退職届にサインをしたこと、家族の協力もあり身元の保証がきっちりとできていたことや、専門の病院の受け入れ準備が具体的にできていたことが功を奏したのか準抗告が通ることとなりました。

(2) 被疑者の身柄が出たことは嬉しく感じていましたが、この早期の身柄解放による影響について

はこの時点では意識できていませんでした。

早期に身柄が解放されたメリットの一つとしては、環境調整がしやすくなった点です。

被疑者の精神状態が家族の下に戻ったことで安定してきており、今回のケースだと性依存が強く見られた被疑者であったことから専門の病院につなぎ早めにプログラムを開始して、通院歴と検察官的な視点でいえば更生実績を多くの期間で積んできることができました。

さらに、被疑者とその家族との関係でも、長期にわたって離れることとならなかったことから、良好かつ協力的な関係性を保持することができました。

他方、被害者との関係では勾留というのは一種の処罰とみられている点を見過ごしていました。身柄が出ていることは、検察官を通じて被害者に伝わっていたようで、示談交渉の際にも「反省しているなら拘置所にいるべき」という被害感情が見られました。

示談交渉で苦労したのは、被害者からすると被疑者の弁護人は、同一の加害者に見えてしまいがちという点です。

示談交渉は、覚悟はしていましたが、被害者の被害感情は強く、自分の人生をめちゃくちゃにされた、普通の生活を送れない苦しみを加害者にも味合わせたいというような趣旨のことを言われ、お金をいくら積まれても受け取る気はないし被害届の取下げは絶対にしないと言われてしまいます。

私たちとしては、被害届の取下げまではできなくとも被害弁償はしたいということを伝えました。

この辺りはあまり意味が伝わりにくく、被害弁償と示談金の違いが伝わっていなかったのではないかというのが反省点です。

被害弁償はあくまで被害回復であり、示談金のように取下げまでの解決的な要素は含まないものであったのですが、被害者からすれば、同じく金に物を言わせて黙らせようとしたように見えたようでした。

この結果、その後の示談交渉でも、被害弁償の受け取りを先行させて交渉をしていましたが、怒りを買ってしまい、窓口となっていた弁護士の一人が加害者と同一視されてしまい、金に物を言わ

せて被害者を黙らせようとする弁護人と思われ、「所詮金でしょう」と考えているような態度のように思いました」と言わせてしまう事態になってしましました。

幸いにも共同受任であったことから窓口を交代したことでの事なきを得て、交代後は、一層丁寧で真摯な姿勢を心がけることで被害者が被害弁償を受け取ってくれることになりました。

もう一人の弁護人のためにも付言しておくと、前の窓口の先生もとても丁寧で真摯に対応をしていたので、被害者には弁護人が加害者に見える正に一例だったのではないかと思います。

(3) この事件では、さらに余罪の捜査が始まり余罪について被害者から正確な情報が出ない可能性が高いと見えたことから、黙秘させることにしました。

黙秘させるのも初めてだったので、まず打合せで、雑談から何から一切答えてはいけないという基本的な話から説明し、実際に模擬取調べをやってみて黙っていることを再現させ、家族にも頼んで黙秘の練習を指示しました。

これが功を奏してか余罪の捜査はその後行われずに済んでいます。

| 3 2つ目の事件(被疑者国選 研修配点)

(1) 逮捕罪名は公務執行妨害の事件でした。

身柄の場所を確認したところ、事務所から1時間ほどかかる場所を指定されていました。

覚悟はしていました。しかし、移動だけで往復2時間という現実を突き付けられると、思っていた以上に負担感を感じました。

警察署に電話することなど今までなかったので、少し緊張しながら電話番号を押していきます。

まずは、刑事事件の基礎の基礎と教えられてきた初日の接見に向かうために夜になってしまましたが、留置係につなげるにはどうしたらいいんだろうと思いながら、自動音声に従ってつなげていきます。

留置係につながったところで被疑者の身柄が同

警察署にあることを確認したうえで接見に向かいました。

(2) 警察官から暴行を受けたと被疑者が訴えて傷を見せてきたため、証拠保全の必要性から写真撮影の許可を留置係に求めました。

ここは私の失敗で、留置係が確認しますと言って警察本部での話し合いになりましたが、許可が下りませんでした。

その後、警戒されているのか携帯電話の持ち込みについてかなり厳格に制限されてしまいました。

ある日の接見で午後6時半警察署に到着しました。

前に弁護士らしき人が歩いているなと思いつつ呑気に歩いて警察署に到着すると、丁度すぐ前に接見室に入った弁護士がいると留置係に告げられて数時間ほど待つ結果になってしまいました。

ここで早歩きをしておけばよかった、というのは冗談ですが、接見室が一つしかない警察署では、スケジュールを余裕をもって取らなければならぬというのは学びとなりました。

その日、接見室を出たのは午後11時を回った時間となっていました。

(3) この頃の接見での課題は、時間のかけ方に問題があったことでした。特に被疑者からの聞き取りにおいて、被疑者が話したいことを全て聞かなければという気持ちもあり、好きに話させてしまっていたように思います。

特に、被疑者としてはどうしても主張したい部分についてはつい繰り返しがちになり、そこに脱線していくものだというのが分かっておらず、同じ内容の話を聞きすぎてしまっていました。

毎度の接見に2、3時間かかっていましたし、接見室が一つであったため、ドアをノックされ別の弁護士にせかされるということもあり、この辺りの折り合いの付け方もまだ分かっていませんでした。

さらに言えば、接見に長時間かかっていたので疲労も多く感じてしまうことになってしましました。

今であれば、ある程度聞き取ったことについて
は「そこはしっかり聞いています」と断った上で、
必要な周辺事実がないかを確認する方が有益です
し、その先の弁護方針も柔軟に選択できたよう
に思います。

(4) この件で苦戦したのは、被疑者とのやり取り
で、なかなか黙秘という概念を理解させることができなかっ
た点です。

被疑者としては、選択して事実を黙秘できると
いう自負を持っている方だったのですが、有利な
事実と不利な事実の区分けやグラデーションにつ
いてなかなか伝わらず、黙秘させるということが
できていませんでした。

さらに言えば、醸釀した末の事件であったこと
もあり、被疑者から聞き取った事実と防犯カメラ
の事実の乖離が酷いことも数日の接見で発覚して
いき、自分の中でのケースセオリーが全く立たな
くなってしまっていました。

具体的には、精緻に当時の座らされていたとい
う姿勢や使用した腕、相手の姿勢までも接見室で
被疑者に実際に姿勢をとってもらい再現しながら
確認をしてケースセオリーを考えていました。し
かし、翌日接見室に入ると、防犯カメラでは立つ
ていましたと言われたときには頭が真っ白になっ
ていました。

今でもこの時どう聞き取っていればよかったの
か分からないです。

(5) この事件で、私はもう一つミスをしてしま
いました。

略式起訴という可能性を見過ごしていた点で
す。

被疑者がある程度罪を認めたがっていたことも
ありました。警察官の対応や態様の軽微さから
すれば、不起訴の可能性もないではない事件で
あったと考えていたのに、その旨を被疑者に忠告
できていませんでした。

その日も接見に行こうと留置係に電話をかける
と不在で、検察庁に行ったと伝えられます。

そして、検察庁に尋ねると裁判所に行ったと言
われ、当初、勾留期間の満期で準抗告の準備もし

ていたことから裁判所に身柄があることも不思議
に思っていませんでした。

しかし、裁判所に身柄を確認しても、いないと
言われてしまいます。

これはおかしいと検察庁に問い合わせたところ、ようやく略式手続にのっていたことが分かりました。

これまで、検察官とも話をしていたのですが、
略式見込み等の話は全くなかったので不意打ちの
ようにやられてしまったなど今でも後悔をしてい
ます。

当時は、略式起訴の場合に弁護人への連絡もなく、判決文すら届かないということも知らず、弁
護人のいる手続からこうもたやすく被疑者を離せ
るということを分かっていなかったのです。

4 終わりに

私自身、この当初から何件か刑事事件をこなす
ようになりました。被疑者にとっていわゆるえん
罪となるような事件にはまだ巡り合っていないこ
ともあり、彼らが色々な生き辛さを持ちながら生
きている人たちであることを感じています。

そして、そういった人々は我々弁護人が適正
な手続を実践させていかないと、社会には見放さ
れ、持っている権利も容易に傷つけられ失っていく
ということが目の前で起こる事件で体感し分
かってきました。

私たちは弁護士という自ら望んだ道を選ぶこと
ができる、自分が望んだことを学べる環境があり、
そしてその能力にも恵まれています。

しかし、社会はそうでなかつた多くの人たちで
構成されています。そうでなかつた人たちにどう
関わり、傲慢でしかなくともどう手を差し伸べな
がら生きるのかという一つの社会的な責任の形が
刑事弁護なのだろうと思っています。

これからも悩みながら、この刑事弁護という課
題にどうにか取り組んでいければなと思っています。

拙い駆け出しの弁護人の体験記になりますが、
読んでいただけたのなら幸いです。